



ふおれすと便り

発行所：ふおれすと 千葉県柏市中央町5-16 穂高第2ビル205号 TEL：04-7167-7331

外国人実習生に関する監督指導と技能実習制度の見直し

◆外国人実習生に関する監督指導

入国管理法の改正に伴い、外国人技能実習制度等の見直しが行われます。日本の労働人口は、少子化や人口減少により、2030年までに最大で約900万人弱、2060年までには3,000万人弱も減少するといわれており、今回の入管法の見直しは、政府が労働力不足への対応としての在留資格見直しに大きく踏み出すことを意味しています。

「技能実習」について、外国人実習生を受け入れる企業に対して行われた全国の労働局や労働基準監督署による監督指導の状況を、厚生労働省が公表しています。

◆監督対象事業場・違反事業場は年々増加

平成29年は、実習実施者（企業）に対して5,966件の監督指導が実施され、4,226件（70.8%）で労働基準関係法令違反が認められました。主な違反としては、

- ・労働時間（26.2%）
- ・安全基準（19.7%）
- ・割増賃金の支払（15.8%）
- ・就業規則（9.2%）
- ・労働条件の明示（9.1%）

などとなっています。重大・悪質な労働基準関係法令違反により34件が送検されています。技能実習生の増加に伴

って、監督・指導にも力が入られ、その数も増加が予想されます。

◆違反の申告・通報もより活発に？

技能実習生から労働基準監督署などに対して労働基準関係法令違反の状況が申告されることもあります。技能実習生同士のつながりにより、賃金や割増賃金の不払いがある等の情報は広まりやすいと思われます。また、こうした申告は、労働基準監督署に対するものだけではなく、出入国管理機関（各地の入国管理局）に対しても行われ、それが労働局・監督署へ通報されて監督等につながるケースもあります。技能実習制度の違反等に対するペナルティとして、実習生の受入れの停止等が行われますので、企業活動に大きく影響します。

◆改正に伴う情報収集を

新しい制度が始まれば、それに伴って企業への監督等も厳しくなることが予想されます。また、労基法・安衛法関連だけでなく、技能実習制度自体に定められている報告や手続きについても、新制度の下で見直しが行われると思われる。外国人雇用・技能実習生の

受入れなどを検討する企業は情報に注意しておきましょう。

【厚生労働省「外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（平成29年）」】

https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdo_uhappyou-11202000-Roudouki_junkkyoku-Kantokuka/besshi.pdf

過去最多を記録した「人手不足倒産」～帝国データバンク調査

◆「人手不足倒産」とは

帝国データバンクが実施した、全国約1万社の回答を集計した2018年9月の調査によると、正社員が不足していると回答した企業は全体の51.7%を占め、1年前の同調査（48.2%）に比べ増加しています。帝国データバンクでは、従業員の離職や採用難等により収益が悪化したことなどを要因とする倒産（個人事業主含む、負債1,000万円以上、法的整理）を「人手不足倒産」と定義し、過去5年半で発生した人手不足倒産を集計・分析しています。

今回は、2018年度上半期（2018年4～9月）の結果をもとにまとめます。

◆倒産件数・負債総額

2018年度上半期の人手不足倒産件数は76件で、前年同期（54件）より40.7%増えており、2年連続

で過去最多を更新しています。一方、負債総額は110億4,200万円で、前年同期（191億2,900万円）より42.3%減少しています。

過去5年半の累計でみると、倒産件数447件、負債額946億9,500万円にのぼります。

◆負債規模別

負債規模別の件数をみると、「1億円未満」が45件で前年同期（22件）に比べ2倍に増えていて、5年半累計でも227件（構成比50.8%）と小規模倒産が過半を占めていることがわかります。「1～5億円未満」が上半期27件、5年半累計で179件（構成比40%）と、5億円未満の倒産が全体の90%以上を占めています。

◆業種別件数

2018年度上半期で最も件数が多かったのは「サービス業」で26件、次に建設業（19件）、運輸・通信業（17件）と続きます。さらに業種細分類別の過去5年半の累計件数をみると、「道路貨物運送」38件、「老人福祉事業」27件、「木造建築工事」26件、「労働者派遣」21件、「建築工事」19件、「受託開発ソフトウェア」18件、「土木工事」15件となっています。

◆都道府県別

都道府県別の5年半累計をみると、「東京都」の62件が突出して多く、次に「福岡県」34件、「大阪府」32件、「北海道」と「静岡」が並んで25件、「愛知県」22件となっています。

10月から最低賃金が全国平均で26円引き上げられたり、運送費や原材料価格が高騰していたり、企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、「人手不足倒産」もさらに増加することが懸念されます。

12月

ひとこと

- ◆平成30年の今年の漢字は「災」でした。辞書で引いてみると「自然に起こる悪い出来事、生活を損なう出来事」とありました。思わずそうだよなあとうなだれました。
- ◆私の今年は全く「災」でした。なんとなくの体調不良が春先から続き、急な引越し、親しい知人の死、その都度ため息をつくばかりでした。幸い、その全てが落ち着き、ややすっきりとして年末を迎えております。
- ◆個人的な「災」はともかく、日本全体を見ても「災」が多く印象に残ったのでしょうか？第2位は「平」なんだそうです。「平成の終わり」「平昌五輪」等から連想された漢字なんでしょう。第2位ですが個人的には「災」より「平」の方が良かったんじゃないかと思っています。「災」は頭にこびりつくし「平」の方が明るくて、景気がよいです。



- ◆今年の「災」おとしに縁起物を半ばやけで集めてみました。来年は良い年になりますように。一年間ありがとうございました。良いお年をお迎え下さい。

社労士の中堅根です。「助成金II」

12 月にはいいよいよ平成 30 年も押し詰まってきました。なぜか年の瀬はあわただしく寒さと日の暮れが進みあつという間に過ぎてしまうような感じがしています。

今月も「助成金」について考え「助成金体質」になっていくことを目指しましょう。

政府の「働き方改革」のキーワードに生産性の向上があります。今後はさらなる少子化が進み労働力の減少を生産性の向上で補っていかねばなりません。

そのため労働関係の「助成金」の多くにこの生産性の向上が一定以上認められる（「生産性要件を満たす」という）会社には助成金の増額が（26%）行われるようになりました。例 57 万円→72 万円

○生産性要件を満たすとはどういうことでしょうか？

●助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が

☆その 3 年前に比べて 6%以上伸びていること

☆その 3 年前に比べて 1%以上（6%未満）伸びていること（※）金融機関から一定の「事業性評価」を得る

「生産性」は次の計算式によって計算します。

付加価値（※）

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値（※）}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

付加価値とは「人件費」従業員の給与、賞与、通勤費、社会保険料（会社負担）、「減価償却費」、「動産不動産賃借料」事務所家賃、設備賃借料「租税公課」「営業利益」を言います。

つまり、生産性は従業員（雇用保険被保険者）一人当たりが生み出す付加価値をだして 3 年前と助成金申請時での比較ということになります。それが増えているかが問題になるのです。もちろんその増加は、会社の利益が増えることが最大の要件となります。ですが・・・

①会社が利益を追求 → 新規開拓 → 仕事が増える → 業務量が増える

→A そこで業務拡大により → 従業員を増やす → **分母が増えてしまい生産性は下がる**

→B 新しい機器を購入 → 賃貸事務所の格を上げる（家賃を上げる） → 生産性が上がる。

→B 効率向上の手段として新しい設備を導入することに資金を投資 → 生産性がある。

→B 従業員に研修を受けさせ福利厚生費を支出→仕事の範囲が広がる → 生産性があがる。

B のように生産性の向上を目指すには業務量が増加しても**労働者を増やさず**一人当たりの業務効率をあげることを目指して資金を投資することのほうが効果を上げると思われます。

また雇用保険被保険者となるのは週 20 時間以上勤務の従業員です。もしパートさんならこの人数を増やさず一人当たりの労働時間を増やすことも一考です。（キャリアアップ助成金で対応可能）

※ただし一点注意が必要です。29 年 1 月 1 日より（以下「この日」と言う）雇用保険法の改正により 65 歳以上で雇用された従業員は雇用保険被保険者にならなかったのがこの日以降年齢にかかわらず週 20 時間以上勤務する従業員は今までと違って雇用保険被保険者（ただし雇用保険料は免除されています）となりました。単純に 28 年末で 29 年を比較すると雇用保険の被保険者数が増えてしまっている場合があります。

助成金の申請はまず会社の「施策→計画→実行→経過→申請」ですので申請の時期も見越していくことも重要です。

今年もありがとうございました。来年もよろしく願い申し上げます。